

でございます。

私たちも、冒頭、今回の台風そして風水害において亡くなられた皆様に心より哀悼の誠をささげるとともに、今なお本当に被災地のところでは大変なことが多く起きております。そういった方々に、一日も早い、本当に平和で穏やかな生活を取り戻していただけることを心より願い、お見舞いを申し上げる次第でございます。

また、防衛省そして自衛隊の皆様におかれましては、このたびの自然災害におきましても、そしてこれまで本当に献身的にいろいろと助けていただいております。そのことにつきましては我々からも深く御礼を申し上げるとともに、御健康に留意をされながら、引き続き活動をしていただければと思つております。

そして、きょうは防衛省の給与法の質疑でありますので、そういったことも含めて、今どういう体制であるのか、そして、これからどういう方向に向かっていくべきなのかということも含めて、河野防衛大臣とともに建設的な議論をさせていただきたいと思っておりますので、お伺いしたいことはたくさんございますので、できれば簡潔に、明快にお答えを参考人の皆様方もお願意をさせていただきたいと思つておる次第でございますので、よろしくお願ひします。

それでは質疑に入らせていただきますが、自衛官の定員と充足率の現状について少し考えてみたいと思います。

日本が少子高齢化で人材の獲得競争が今強まっていて、自衛官のなり手の減少による、自衛隊の質が低下するんじやないかという懸念がよく言われる状況にあります。

この観点から、最近十年間の自衛官の定員との充足率を見ますと、今お手元に資料を配らせていただいております一枚目の資料ですけれども、「自衛官等の募集状況」という紙がございます。ぜひこれを見ていただければありがたいと存じます。

そして、これを見ますと、統合幕僚監部等を除

く三自衛隊それぞれの充足率は九二、三%前後で推移をしています。自衛官の定員数が二十五万人弱あるのに対しまして、予算上の人數、これは実員になるんですけども、これが二十二万人弱になつてゐるのが現状です。

具体的には、二〇一九年度のところを見ていただけますと、二十一万七千百五十四人、陸自が十五万七百七十七人、海自が四万五千三百五十六人、そして、空自が四万六千九百一十三人となつています。

この定員割れにはさまざまな理由があると考えています。

ていますけれども、一番の要因は、二〇一八年度のところでございますけれども、採用数が全体の五割弱を占める自衛官候補生の採用率が他の採用枠に比べて極めて低いということを考えられます。よろしいでしょうか。

防衛省からいたいたいた資料によりますと、二〇一八年度の自衛官候補生には、このかかる採用の九千八百八十二人に対して、今お手元の資料計画九千八百八十二人に対し、今お手元の資料の九千八百八十二人というところにかかるんですけれども、実際の採用者数は七千七十五人で、七一・六%の目標達成率にとどまっています。

採用数で四三%を占める一般曹候補生の、この場合には同年度の目標達成率が一〇二%強、その他、人歟的には少数にとどまりますけれども、航空学生や一般幹部候補生、防衛大学校生等についても一〇〇%近く、あるいはそれを少し上回る目標達成率となつていています。

採用難の理由とこれまでの実態を考えるときには、自衛官候補生、今少ないところでありますけれども、この採用難の背景には三つの理由と、それに関連する一つのプラスアルファというか、ことがあるんだと考へています。

一つ目はやはり少子化。これは、二〇一七年度で千百万人の方々が十八歳から二十六歳の人口ということになつていて、ピーク時の一九九四年、これが、比べますと実は四割減っています。四割減です。

二つ目が、やはり大学進学率の上昇というの

挙げられるんではないかと思つていて。高校を出られて就職を希望される方々が減少していくと、現状があるんだと思います。これは、今回、給与法で採用の仕方を中卒程度の問題から高卒程度にするということもありますけれども、そういったところも背景にかかわつてくる、同じような問題だと思つていて。

三つ目は、景気回復による民間の有効求人倍率の上昇というのがあるんだと思います。これはまあ社会的な構造の転換など、変わってきたところだと思います。

加えて、労働環境というものがやはり自衛隊は過酷ではないかということがあります。海自であれば、一回航海に出ますと数ヶ月洋上生活が続きます。警察や消防や、地域間の異動が少ない。自衛隊は全国各地への配転もまた多いということがあります。有事やPKOのときには、やはりこれは命を賭して任務を行つていただいているというこれは現実があるんだと思つていて。ですの

で、労働環境の過酷さというか、自衛隊特有の働く環境の特性というのがあるんだと思います。

しかしながら、平成三十年までのこの間をちょっと見てみたんですけど、自衛官候補生の採用にこれは実は常時苦戦してきたというわけではなく、例えは平成三年で、労働環境の過酷さというか、自衛隊特有の働く環境の特性といふのがあるんだと思います。

しかしながら、平成三十年までのこの間をみると、これは実に常時苦戦してきたといふわけではなく、例えは平成元年度、平成七年から九年、平成十二年から十四年度、平成十六から十八年度、平成二十一年から二十五年度は、採用計画の達成率が一〇〇%以上となつていています。

この理由がまずどこにあるのかということをお伺いしたいのと、同様に、平成五年から六年度、平成二十年度は、目標達成率が七〇%を逆に切つているということになります。ですので、一〇〇%を超える年もあれば七〇%を切つていてるという年も実はあるんです。

この平成二十一年から二十三年度は採用計画自体が、二千名台、四千名台と極めて少なくなつてゐるといふことがあります。平成七年度、八年度、十年度、二十八年度も六千名から七千名台になつていています。今お手元の資料の平成二十九年度

では九千四百名、そして平成三十年度は九千八百名、一万名近くになりますので、一千名のときもあれば一万名近く年もあるということで、これはどのようなことであるのかとこの説明を、その理由はどこにあつたのかということをお伺いいたします。

○岡政府参考人 お答え申しあげます。

自衛官の募集につきましては、委員からもさまざまな要因について御指摘がございましたけれども、私どもまずその採用計画数を定めるに当たりまして、これは實際どれだけ採用できるかという点もござりますけれども、先ほど委員から幾つかの年数、あるいは自衛隊側のニーズに基づく採用計画の規模、そういうことを、さまざま要因を踏まえて、影響を受けながら検討することになりますので、一概に申し上げるのはなかなか難しい点もございますけれども、先ほど委員から幾つかの年数について御指摘ございました。そこについてえて申し上げるにいたしますと、例えば平成二年度から六年度につきましては、当時の防衛計画の大綱で定められた陸自の定数は十八万人といふ体制のときでございまして、それ以降の大綱のときと比べても非常に大きいということで、採用計画数が大きかつた傾向にあるかと思います。また、平成二十年度でございますけれども、年度の途中の九月にいわゆるリーマン・ショックということがありまして、景気が急激な悪化を受けた、採用計画を立てた時点では予測ができないようなど任期制自衛官等の退職者数が少なくなるた。退職者が少なくなるといふことは、それだけ入れる方もちょっと抑えないと云ふことは、それだけになります。まさにそいつたような影響が一つの要因として言えるのではないかと思つております。

また、採用計画数についても同じようなことでさまざま影響を受けるわけでござりますけれども、先ほどのリーマン・ショックの影響を受けて

にずっと少ない傾向が続いてきたということが一つの要因としてございますし、また、平成八年度

それから十年度といったところにつきましては、先ほど陸の十八万人体制ということを申し上げま

したけれども、平成七年に防衛計画の大綱が策定をされまして、その中で、冷戦の終結等を踏まえて陸自の定員を、これは当時コンパクト化というようなことも言つていましたけれども、十八万人の体制から十六万人の体制にする、二万人削減するというようなことがございました。そういったことも要因となつて、いたといふうに考えております。

いずれにいたしましても防衛省をいたしましては、引き続き、さまざまな要因の中で、優秀な人材を安定的に確保するための施策を取り組んでまいりたいというふうに考えて、いるところでござります。

○篠原(豪)委員 今のお話は、いろいろな時代背景があつてでこぼこがあるという話だと思いますが、いつも充足率が足りない足りないというふうなことは話が出てくるんですけれども、実際にそれがなぜ足りないのかとか、どうしてそれが今回多くなつているのかというのが、なかなか計画がよく伝わっていない。その中で、足りないからとにかくやらなければいけないんです、拡大していくましようとかそういういろいろなこともありますので、こうやってしつかり見てからしなければいけないんだというふうに思つています。

それで、士の減少の問題についてお伺いしたいと思うんですけれども、今おっしゃつていた採用の状況で採用の率そして自衛隊の充足率の問題と、いうのは、実は、主に自衛官候補生の問題と言えるというふうに考えています。自衛官候補生は、任期制を採用しています、陸自の自衛官候補生は四年間の任期であります。海空の自衛官候補生は、五年を経過すると約八割が一齊に退職をするということになります。その減少分の補充がなかなか今できないというような悪循環に陥っているんじやないのかなといふ

うに思つて、います。

もうちょっと現状について申し上げますと、自衛官候補生と一般曹候補生、これは申し上げるまでもありませんけれども、一般曹候補生は定年までお勤めいただくことができるんですが、自衛官候補生は、今言つたように、陸自だと四年、そして海、空だと五年経過すると八割が退職をすると

いうことでありまして、平成元年度の士の総数が実は七万七千四十人、七万七千人ぐらいなんですよ。平成三十年度が四万四千人。つまり、三万数千人減少しているということがあります。

このときに見ていて、細かく各何歳の士が何年に何人いたかというのを、実は私、表を持っていて、これはなかなか細かいので全部申し上げるることはできないんですけど、どうも若い方々が、だんだん士が年齢が少しずつ上に上がつてきて、いるというふうなことがあります。

○篠原(豪)委員 ここに、自衛官の候補生、若い方が減つて、これはなかなか細かいので全部申し上げるといふうに思つています。

このように、自衛官の候補生、若い方が減つて、これはなかなか細かいので全部申し上げるといふうに思つています。

このように、自衛官がなぜ士の方々が任期制であるかということは、やはり、精強性、いかに力を精力的に持つてやつていけるかというよう

な、必要とされる自衛隊の仕事の状況というのがありますから、ここをこのままだとだんだん侵食されてしまふんじやないのかというふうに思つています。

このときに、防衛省が、近年、非任期制の一般曹候補生の採用数をふやして士の減少を抑えようとしている、それによってこの問題を解決しようとしているとは思つてゐるんですけれども、これがどの程度士の減少が抑えられるようなことを考へて、非任期制の士がふえることによつて、逆に課題というのはどうなところが生まれてくるのかをお伺いしたいと思つて、います。

○河野国務大臣 やはり、任期制の士の採用が難しくなつてきているというのは現実にあると思います。やはり先々を考えると、任期のない曹候補

生で定年まで自衛隊にいたいという若者がふえる

というのを理解ができるところでございます。

また、今の自衛隊を見ておられますと、例えば、一つは国際化、それに適した人材を養成していくこと、それなりの経験を積んだ人間がある、あるいはその技術、能力を取得した人間が必要になつてくるという意味で、曹候補生をふやしていくといふのは、それなりの、自衛隊にとつてもメリットがあるわけございます。

ところが、士については、委員おっしゃつたように、年齢の高まりを抑え、精強性を維持するといふうに思つています。

このように、自衛官の候補生、若い方が減つて、これはなかなか細かいので全部申し上げるといふうに思つています。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。しっかりと見つけて、お聞きたい。

少子高齢社会になつて本当に少子化ですから、先ほど申し上げましたように、一九九四年と最近を比べると若年層が四割減というこの実態がありますので、本当に機能してやつて、いついただけ

ることが、我が国にとって何より、防衛上もそして災害のときも大事ですので、お願いをして、います。

二枚目の資料をお配りさせていただいたところに少しお話を、同じ採用のことについてであるんですけれども、防衛大学校の中途退学者数というの、よく、よくでもないですか、たまに言われる事があります。確認をさせていただきたい

もちろん、自衛官候補生、今お話ししたところは遠く及ばないんですけれども、防衛大学生を見ると、毎年度、かなりの人数の中途退学者を出します。やはり先々を考えると、任期のない曹候補

お手持ちの資料を見ていただきますと、平成十九年度、百名中途退学者数というふうになつてい

まして、直近でも、八十四名、五十九名、七十九名、九十七名というふうになつています。

かなりの人が今残念ながら中途で退校されてるという状態でありますけれども、じゃ、その後の採用計画を見てみると、実は、防大生の目標達成率というのは一〇〇%前後で推移しているんです。ですので、ほぼ毎年の採用計画数と採用者数が、つまり、やめた後の方々の採用計画数になつて、あるいは何十名の方々が退校されて、その方が、あるいは何十名の方々が退校されて、そして、もともとされるだろうというもとにその後の採用計画のもと合つて、そことこれなどをどういうふうに考えているのか。

もちろん、よく言われる話ですけれども、税金で養われているという防大生の二割強が任官しないという状況が毎年当たり前になつていて、採用の計画もそれが当たり前の採用計画となつて、いるとなると、これは余りよろしいことではないのかなと思います。

税金の無駄遣いになるので、その無駄遣いはどの程度であるのか。この現状を改善するおつもりがあるのかどうか。採用計画は一〇〇%になつてますから、別にしなくていいんじゃないのか、

これはしようがないんじゃないかとおつしやるのか。それじやなくて、ちゃんと直していくのか。そのことについて、どのような方策も含めて考

えていらっしゃるのであれば、教えていただきたい

○河野国務大臣 防衛大学で言う採用計画数といふのは、その年に採りたい人数のことですけれども、採用数というのは、実際に入つてくれた人の数であります。

当然に、防衛大学一本で受験をする学生もいれば、ほかとかけ持ちという学生もおりますから、合格をしてもよそへ流れるという部分をやはり加味して採用をするということになるわけですが

ます。防衛大学というのは、集団生活を行う、あるいは、自衛隊でございますから当然に訓練も行う、また、卒業後の職業は自衛隊、自衛官と決まっているという、さまざま、ほかの大学にはない制約がございます。ですから、そういう中でどうしても途中で退校する学生が出るということはあるんだと思います。ですから、事前にこの特殊性をきちんと説明をします。

ですから、事前にこの特殊性をきちんと説明をします。

理解をしてもらつた上でやはり防衛大学に来てもらうということが大事だと思っております。少しそこにはあるではないかというのをおっしゃるとおりでございまして、その差はあるべく少ない方がいいと思つております。

また、途中退校だけでなく、卒業してから任官辞退という数もございまして、そこについてもやはり私は問題だと思つております。

途中退校を減らすと同時に、やはり、卒業生の任官辞退というものを減らすためにどういうことをやつていったらいいのかというふうに思つていて、りと考えてまいりたいというふうに思つていろいろでござります。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。

今おつしやつていただいたところを改善するところはしていつていただいて、やはり税金の無駄遣いと言つてしまひますので、二割強が退校してしまうというのはやはりちょっと多い。特殊性はあるにせよ、そこは考え方があるんじゃないかなと思います。

あともう一つ、おつしやられた、任官を辞退される方々の数なんですが、お手元の資料を見つけていただきますと、実は、二十三年度、二十四年度は四名、七名と非常に少ないんです。

年、非常に多くの数が、十名、二十五名、四十七名、三十二名、三十八名、四十九名ということです、二十三年度から比べれば十二倍という、そのぐらい、これは極端な数字の比べ方かもしれないが、でも、現実に比べようと思えば、この数年間でもここで比べられちゃうくらい多くなつてい

るという実態がありますので、これは、いろいろな安全保障環境であるとか安保法制をめぐつたり、今のこの状況を見ていてどういうふうに学生さんが思われているのかなというの、私は直接今まで聞いてみたいと思ってるんですけども、この辺も含めてしっかりと見ていくつただいて、現実に起きている現場のことですで、しっかりとこのあたりも考えて総合的に防衛政策そのものも考えて、現場の方がどう思つておられるかといふことも心中にとめておいていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、今回の給与法の改善なんですけれども、自衛官の初任給を引き上げるということになりました。これは今言つたようないろいろな要素があるんですねけれども、この今回の給与法の改正では、自衛官候補生の採用基準を、先ほど少し申し上げましたけれども、中卒程度から高卒程度に引き上げる、だから、それとともに自衛官の初任給も引き上げることになるんですけど、いろいろなところが、今までのところをやはり変えていくといふことは、私もそう思いますし、そのところは、今言つたような金額であればしっかりと効果があるということも含めて検証しなければいけませんけれども、後にそれはしっかりとやつていただきたいなと思っております。

こうした対応で今言つたような問題がどの程度改善効果が見込まれているのか。そして、特に採用における競争関係にある、競争関係というのが正しいかわかりませんけれども、例えば高卒の警察官、地方公務員さんです。同じ高卒程度で公務員さんになるという方々でござります。と比較しながら、もしおつしやることがあれば教えていただきたいとの、この必要な予算と、防衛予算全体にどのように影響をするのかなというこ

とを見ていらっしゃるかをお伺いします。

○河野国務大臣 今般の初任給の引上げは、一般の曹候補生の初任給を十六万九千九百円から十七万九千三百円に引き上げる、自衛官候補生の初任給を十三万三千五百円から十四万二千百円にそれぞれ引き上げようというものです。

また、自衛官候補生については、入隊後三ヶ月任用一時金を十七万六千円から二十二万一千円に

引き上げる、そういう見直しを行いたいと考えておられるところでございまして、国家公務員である警察官の初任給十七万三千四百円と比較しても遜色のない水準となりますから、募集上の効果も期待できるというふうに考えております。

採用の人数との関係もございますので、どれくらいの予算規模かというのは難しいんですが、昨年の採用者数を前提として試算をすると、約八億円程度ということにならうかと思つております。

○篠原(豪)委員 やはり、時代に合わせてしっかりとした処遇もしていかなければ、これは、入ってくださる方々が、何か全然社会状況と違つうことになつていて、なかなか自衛官になりたくないというようなところをやはり変えていくといふことは、私もそう思いますし、そのところは、今言つたような金額であればしっかりと効果があるということも含めて検証しなければいけませんけれども、後にそれはしっかりとやつていただきたいなと思っております。

入りの問題、入つてくる方の話もしたんですねが、今度は、おやめになるときの話を少しお伺いをしたいと思います。

自衛官の充足率を落としている要因として、例えは自衛隊には、将官に昇任できなければ五十三歳から五十六歳で定年退職になるという若年定年制の存在があります。五十三とか五十六ですかね、定年といつても、今のその定年の感覚からしてどうなのかなというのでちょっとお伺いしたいんですけども、政府は、有識者でつくる安全保障と防衛力に関する懇談会を設置して検討してきました結果、二〇二〇年度以降、階級に応じて定年年齢を一歳から五歳引き上げようじゃないかというふうなことを決定しております。

この定年延長の対象は陸海空で二十万人弱になりますけれども、一方で、自衛官の定員を変えずには、複数年度に分けてこれから実施していくよ

ういうふうに思つております。

○河野国務大臣 おつしやるよう、定年の引上げというのは、その体力を要するところあるいはその精強性というところで問題が出てきかねないという御指摘はよく御理解できるものでござります。

○河野国務大臣 おつしやるよう、定年の引上げというのは、その体力を要するところあるいはその精強性というところで問題が出てきかねないという御指摘はよく御理解できるものでござります。

他方、先ほど申し上げましたような国際化対応ですが、あるいは新領域における技術の習得といったことを考えると、ある面、経験を積んだ隊員をさまざまな部署に配置しなければいかぬという部分もあります。

陸上自衛隊の普通科のように、どちらかというと体力要素が強く求められる部隊には若手の士官を優先的に配置する、そのようなことをやっていきたいというふうに思つております。

また、六十五歳定年制についてお尋ねがございましたが、今の防衛省・自衛隊といたしましては、今回の中でも定年の引上げということをしっかりと対応してまいりたいというふうに思つております。

また、六十五歳定年制についてお尋ねがございましたが、今の防衛省・自衛隊といたしましては、今回の中でも定年の引上げということをしっかりと対応してまいりたいというふうに思つております。

まず今回の定期制引上げをきちんとやるというふうに思つかりとした確率で再就職できておりますので、そこを維持していく、あるいは、希望する職種につける割合をどんどんふやしていくといふことが今後の自衛隊の採用についても好循環を生んでくると思つておりますので、そこをしつかりとやつてまいりたいというふうに考へているところでございます。

○篠原(豪)委員 ゼひ考へていただきたいと思いますが、それで、今のお話を伺つていて、クロスサービスの提供をどうしていくのかなというところも関係してくるのかなと思っていまして、昨年の防衛大綱の策定に先立つて、「政府は、海上、航空両自衛隊が行つてゐる施設警備など地上任務の一部を陸上自衛隊に移管する方向で検討に入つた。」というふうに一部の全国紙で報じられました。この狙いは、海空自衛隊の人員を艦艇や航空機の運用に関連する任務に優先配分をして、海洋進出を強める中国への対処力を強化するためとされてゐるというふうに言われています。

新聞記事にもありましたけれども、昨年末に見直された防衛政策の基本方針、防衛大綱に、こういう名前なんですかけれども、陸海空の所属を超えた人員供給を意味するクロスサービスの実施が明記されるとしたんですが、実際には明記されませんでした。なぜこのクロスサービスの実施が明記されなかつたのかということをお伺いしたいと思います。

クロスサービスは、明記されなかつたとして、どのような検討状況にあるのかなということでもあわせて伺いたいと思つています。

クロスサービスです。基地や宿舎などの自衛隊の施設は、海自が四百八十一カ所、空自が三百九十二カ所あつて、警備は海空の自衛官がそれぞれ今担当しているんですねけれども、そのために、警備専従の要員に加えて、通信や整備要員も当番で警備に当たつてゐるというふうになつてゐます。したがつて、何か大きなことがあつた際には、各

現場から隊員を集め、警備態勢を拡充するため、艦艇や航空機の運用に支障が出る懸念が指摘されているものもあるんです。警備要員を陸自に管なければ、これは海上自衛隊には数百人規模の余力が生じると見られています。

ですので、先ほどから大臣がおっしゃっていらっしゃる、専門性を持つた方が専門性を持つたところに注力をしていくために、これははどここの基地でも、特殊な専門性がなくても必要なお仕事です」というものがあつて、こことのところを、前々の、十三年度の防衛大綱ではたしか統合運用という用語でいろいろと書いているんですけれども、これはクロスサービスとは全く別の考え方でありますので、それを、ちょっとシエアリング的にかかつていたところを、どうもちょっとそことのところが何か前に戻つてしまつて、なかなかクロスサービスの議論が進んでいないんじゃないかというふうに考えています。

やはり河野大臣に私からお願ひさせていただきたいのは、大臣であれば、ちょっととしたところなんですが、それでも、こういった今なかなか進まないの

旧、例えば、海自、空自の基地で何か被害が起きたときに陸自の施設部隊がそれを被害復旧をする。そのための予算として約七千万円を令和二年度の概算要求に計上しております。

これは、陸自が海空自衛隊の飛行場滑走路の修復支援を行えるような器材の取得のための経費でございまして、これを認めいただければ、そうした分野での被害復旧を陸自がやるということをしっかりと進めていきたいと思つております。

また、基地警備につきましては、おっしゃるところでございますので、この被害復旧、基地警備についてはしっかりと進めてまいります。

○篠原(家)委員　ありがとうございます。

柔軟に、本当に運用できるところは、形を変えたりやすい形でやっていただきて、それが定員の配置にもうまくつながっていくということもありますので、そしてまた、さつき言つた、精強性と、若い自衛官の方々が少しずつ減ってきて、るという現状もありますので、できるところは柔軟に、本当に必要なところに必要なものを充てていく、無駄は徹底的に省いて、省いたものを必要なものに充てていくというのは大事なことですので、お願いをさせていただきたいと思います。

他方で、とはいへ、ほかのところに任せた大丈夫かなどいう問題が一つあるので、ここのことろはきちつと切り分けて考えていただきたいといふうに一つお伺いしたいのが、冷戦期体制の後の再編の考え方はどうなつていて、ながるんですけれども、今申し上げてきて、平成元年度の自衛隊員に占める陸海空それぞれの割合が、陸自が六五%、海自が一六・九%、空自が一七・四%となつて、陸自が圧倒的に多いんです。この割合がなぜ多いかというと、実は、冷戦期の旧ソ連の上陸侵攻に備えて、戦車部隊などで上陸を迎えることを想定として陸自中心に人員が配置された経緯があると思っています。

しかし、平成三十年度の自衛隊員に占める割合も今見てみますと、今、戦車部隊などで上陸を迎える想定での人員の定数管理がこれで本当に何か少し変わったのかなと思うと、先ほど少し変わったということもおっしゃっていましたが、陸自が六一%、海自が一八・四%、空自が一九%でありまして、陸自に人員の六割が配分されています。

このリソースを国防上どういうふうに配分していくかというのは、確かに重要なことではあるんですけれども、海自の場合は、沖縄尖閣諸島周辺での警戒任務に加えて、今、北朝鮮の弾道ミサイル発射や、沖縄の宮古海峡を抜け太平洋に出る中国軍艦などの警戒とか、北朝鮮の船舶が海上で違法な物資を、瀬取りの問題がありまして、この監視任務が加わっていて、すごくやることが増えています。

安倍政権が掲げる自由で開かれたインド太平洋構想のもとに、海自の場合は、「いすゞ」もこれで、二〇一七年から南シナ海やインド洋で約二ヵ月間の長期訓練が定例化し始めているということでありまして、このように海自はここ数年で任務増に拍車がかかっているんですけれども、一方で、艦艇では定員割れが常態化しています。きょうはちょっと時間がないので、本當は、ちつちつな艦艇の、すごい省力化をして機能を一つにまとめ定員を半分にして、それも、一つの艦船でずっといるんじゃなくて、四つのチームで三つのクルーで回していくとかそういうのも、いろいろやられているのは勉強させていただいているんですけれども、そういった中でやはりこうした事情が大きく影響していると思われるのが、イージス・アショアの問題なんです。

このイージス・アショアは陸自に任されるといふうになつていまして、これはやはり少し無理があるんじゃないかと思います。なぜならば、米軍でも海軍がイージス・アショアを運用しているんです。というのは、できないんです。海軍のノウハウと、これは専門性の一番高いところであります。

ますので、アメリカですら海軍がやつていて、これはほかに任せない。

当然、米軍との連携が、何があったときには、情報が上に上がつてはあつと広がつてくる。そのときにもイメージスのシステムをずっとやつてしているのは海上自衛隊でありますので、ノウハウを有しているのは海自だけなんです。なので、陸自はイメージス・アショアのシステムを学び直さなければいけないという点からいえば、これはなかなかイメージス・アショアを陸自が担当するという合理化性は、専門性という意味ではここにはないんですね。

ことを実施するために行う。
それからもう一つは、首都直下地震あるいは南
海トラフといった災害に対しても、これは災害派遣の要請があるわけでございまして、そうしたことを考えて今回の中期防についてはこのような人
員配分ということにしておりますが、不斷の見直
しが必要であるということはそのとおりでござい
ます。

ト降下訓練が、沖縄県や関係市町村の反対を押し切つて強行されました。

今回の訓練について河野大臣は、十月二十九日の閣議後会見で、SACO合意違反かと記者から問われ、当然ですと答えておりますが、その認識で間違ひございませんね。

○河野国務大臣　冒頭、委員からお話をございました首里城につきましては、私も訪ねたことがございまして、美しさ、よく認識をしておりましで、今度の焼失ということは本当に残念だと思いります。

す。」と答弁し、「この例外的な場合を拡大解釈することは許されるべきではない」と明言しております。

なってきますので、今言つた問題は、きょうの質疑は、必要なものは必要でやつていただきたいんですが、必要じやないところを無理にやつていくといふのは問題なので、そのもとが、今も統く冷戦体制以降の定員配分が続いているということもあると考へていますので、このことも踏まえ

て、どういうふうにこれから定員の問題、そして、全体を見て専門性の特化の問題、最適な人材配置の問題について最後にお伺いさせていただきたいと思います。

○河野国務大臣 陸海空、定員の見直しというのには、これはもう必要に応じてやっていかなければならぬといふのは、そのとおりだと思っております。

陸上自衛隊の方からは、例えば統合輸送能力を高めるための海上輸送部隊、これは共同の部隊とすることにいたしますが、これに人員を陸自から拠出いたします。また、サイバー部隊、電磁波に関する部隊といったものも陸自から新編をするところになるわけでござりますし、このイメージ・アシヨニアについても、限られた海上自衛隊の人員をしつかりと必要な艦艇に張りつけるという意味からも、もちろん、海自の知見を陸自にきちんと移すということは大前提でございますが、そういう

これから進んでいくわけで、これは時代を見て
も、中長期的にはいつか定数の抜本的な考え方の方
見直しというのは、これは与野党なく時代の背景
でありますので、A-Iも出てくるし、いろいろな
技術が上がりますので、宇宙にも行くし。これ
は見直しをするところから、与野党関係なく
ちゃんとした議論をさせていただきたい。
それが我が国の将来のためにつながっていくと
いうことを私も信じていますので、また、きょう
は時間ですけれども、終わらせていただきますが、
引き続き議論をさせていただきたいと思います。
どうぞよろしくお願ひします。
ありがとうございました。

○西銘委員長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社民党的照屋寛徳です。

最初に、本日議題の法案については、自衛官の

政府として、首里城の再建、しつかりやる、官房長官等からも答弁があったとおりでござりますので、政府としてしつかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

先般の嘉手納で行われましたバラシユート降下訓練でござりますが、SACOの最終報告は、基本的に伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練を行う、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限つてのみ使用されるということが合意をされているわけでござります。

今回の米側の事前説明では、今回のパラシユート降下訓練が例外に当たると認識するのは極めて困難と考えておりますし、その認識に変わりはございません。

訓練を行う喫緊の必要がある場合、そうした場合を指すのだということを申し上げたわけでございまして、米側に対し、我々の、日本政府の例外というものはこういうことであるということを丁寧に説明をいたしました。

他方、米軍の即応性を維持するということは日米同盟の中で大変重要なことでございますので、例外が全くないかといえばそんなことはございませんが、この例外を拡大解釈し、例外だからといってたびたび行われるということはあつてはないらしいというふうに思つております。

また、嘉手納飛行場でこうしたパラシュート降下訓練を行う場合には、当然に嘉手納飛行場を閉鎖しなければならず、これは米軍の運用にとっても決してプラスにはならないことから、米側としては、嘉手納での訓練を常態化するということは決して望ましいことではないというふうに思つております。

また、米側も、伊江島で訓練が行われるよう大型船を手配し、多少波が荒くとも、しっかりと決して望ましいことではないというふうに思つて

待遇改善の觀点から、社民党は賛成であります。質問の冒頭に一言申し上げます。去る十月三十一日、首里城が焼失いたしました。首里城は琉球王朝の王府であり、当時の政治、外交、文化の拠点であります。首里城は、まさにウチナーンチュの魂、マブイそのものです。河野大臣を始め、政府関係者、委員長及び各委員におかれましては、首里城再建のためにお力をかけてくださるようお願いを申し上げます。

そこで、河野大臣に尋ねます。

去る十月二十九日、極東最大の米空軍基地嘉手納で、過去最多となることし四回目のバラシュー

江島補助飛行場で実施すると日米間で合意しているにもかかわらず、例外規定が設けられているとの理由で、再三再四、嘉手納基地でパラシュート降下訓練が強行され、嘉手納町民、周辺住民らが強い不安を抱いております。

かかる例外規定について、河野大臣は、ことし三月十一日の当委員会での私の質問に対し、外務大臣として、「この例外的な場合は、定期的に行われるものではなく、小規模であって、なおかつ悪天候などの制約により伊江島補助飛行場で訓練を行えないもの、訓練を行う喫緊の必要がある場合、こうしたものを指すものと考えております。

また、米側も、伊江島で訓練が行われるようになり、大型船を手配し、多少波が荒くとも、しっかりと、万が一海に落ちたときに救助ができるような態勢を整えつつありますので、ここは日米でしっかりと認識をすり合わせをし、本当に例外的な場合があれば、それはまず日本政府がこれは例外だということを地元にきちんと御説明ができるよう、そんな態勢をとるように努力してまいりたいと思っております。

いるところでございます。

○照屋委員 河野大臣に尋ねます。

ジュゴンは、我が国では沖縄だけに生息し、沖縄はジュゴンの生息域の北限だと言われております。ジュゴンは、国の天然記念物で絶滅危惧種であり、ウチナーンチュにとっては竜宮の神様でもあります。

沖縄防衛局が公開した環境監視等委員会の議事録によりますと、ジュゴン個体A、個体Cと呼ばれておった二頭が、辺野古新基地建設工事が始まつた後に行方不明となつております。

河野大臣、個体Aや個体Cが別の海域に移動した可能性を含め、防衛省としてジュゴンの広域調査をするべきではありませんか。沖縄防衛局はなぜジュゴンの広域調査に否定的な考え方を示しているのでしょうか。あわせて伺います。

○河野国務大臣 工事に用いる土砂運搬船などが航行している沖縄北部におきまして、航空機における調査ですか水中録音装置を用いた鳴音の調査、あるいは海草の、藻場のはみ跡の調査などを実施しているところでございます。これまでも、環境監視等委員会の指導助言を踏まえて、それに加えて、航空機による追加調査を実施するなどしてきましたところでございます。

今後の調査の実施方法につきまして、これまで同様に、環境監視等委員会の指導助言を踏まえながら、しっかりと行っていきたいというふうに考へておるところでございます。

○照屋委員 次に、環境省の政府参考人に尋ねます。

ジュゴンの保護に関しては、環境省がこれは責任官庁である。ところが、僕からすると、あるいは多くの県民からすると、どうもジュゴンの保護に関する環境省は消極的ではないか、こういうふうに思はざるを得ません。

さて、環境省に尋ねますが、辺野古周辺海域では、二十平方キロメートルの範囲に、絶滅のおそれのある二百六十二種を含む五千三百種の海洋生物の生息が確認されております。このたび、米環境省は、防衛局の見解を、科学的な根拠を欠いていると批判しております。

ジュゴンは、非常に音に敏感な動物であると言われております。この工事の影響がないと断定する科学的根拠を示さない限り、追加の事後調査や保全措置を講ずるべきではありませんでしょうか。

○鈴木政府参考人 普天間飛行場代替施設の建設事業におきましては、事業者である沖縄防衛局が現在実施しているジュゴンの生息状況に係る調査につきましては、先ほど大臣からございましたように、航空機から目視によるジュゴンの生息状況調査、それから水中録音装置によるジュゴンの鳴音調査、そして潜水目視による海草藻場の利用状況、つまりはみ跡の、この利用状況、こうしたものを見実施しているところでございます。

こうしたものを、先ほど申し上げました環境監視等委員会、こちらの方に、専門家もいらっしゃるこうした場におきまして提供し、そうした議論の中で、嘉陽沖が主な生息域であるジュゴンA、それから、古宇利島から辺野古沖までを、間を行き来するなど広範囲で確認されていたジュゴンC、個体Cでございますが、が確認されていないことについては工事の影響ではないというふうに考えており、このことについては、先ほど申し上げた、専門家から成る環境監視等委員会において指導助言を受けているというものでございます。

○照屋委員 次に、環境省の政府参考人に尋ねます。

沖縄県が北谷町で整備を進める県道二十四号線バイパス道路工事で、測量調査のためのキャンプ桑江への立入りが米軍から拒否されております。県道二十四号線バイパス道路の建設は、町民、県民の利便性向上のほか、避難道路として防災の観点からも早期開通が望まれております。

○照屋委員 次に、防衛省の政府参考人に尋ねます。

沖縄県が北谷町で整備を進める県道二十四号線バイパス道路工事で、測量調査ができないのか。新聞報道によると、日米地位協定に付随する環境補足協定との兼ね合いもあるとの指摘もあります。明確にお答えください。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

今回の立入り申請は、環境補足協定に基づく申請ではなく、環境補足協定締結前から存在しております構組みであります日米地位協定第三条に基づく申請であるというように認識をしているところでございます。

○照屋委員 大臣、質問の締めくくりで要望を含めたお願いを申し上げますけれども、私は、嘉手納基地の直線距離でほぼ三キロぐらいい離れた、うるま市の赤道というところに住んでいるんです。いざれにいたしますても、沖縄県側がこのバイパスの建設に必要性を見出しているということは我々も十分承知をしているところでございますので、今後とも必要な協力は行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○照屋委員 大臣、質問の締めくくりで要望を含めたお願いを申し上げますけれども、私は、嘉手納基地の直線距離でほぼ三キロぐらいい離れた、うるま市の赤道というところに住んでいるんです。私の率直な感想としては、米極東最大の空軍基地嘉手納は今、機能強化が物すごいなど。パラシュー降下訓練だけではなくて、殺人的爆音と言われる、嘉手納基地から離発着する戦闘機によつて暴露される爆音は物すごいんです。私がおうちで生活する限りにおいても、もういらいらする。そして、私より嘉手納基地に近い町民、あるいは軍用機の離発着のコースの真下に住む嘉手納町民や沖縄市民、うるま市民の多くは、この殺人

が、我々も報道及び間接的な情報で承知しております。

防衛省としては、沖縄県が米軍に説明を行うなどに際しまして、必要な協力をに行ってまいりたいと考えております。

○照屋委員 防衛省、まさか防衛省として、この辺りでございますが、本年の十月の下旬に、辺野古、大浦湾を含む海域が、その生物多様性やサンゴ礁の存在等が評価されて、米国の海洋学者のシルビア・アール博士が立ち上げたと言われていますNGOでございますミッシンブルーというNGO団体によりまして、日本で初めてホープスボットというところに認定されたということは承知してございます。

当省といたしましては、NGO団体の個別の活動内容とか意義等に關してコメントすることは差し控えさせていただきたいと思つております。

○照屋委員 次に、防衛省の政府参考人に尋ねます。

沖縄県が北谷町で整備を進める県道二十四号線バイパス道路工事で、測量調査がおくれると大変な事態が招来されます。

なぜ基地内測量調査ができないのか。新聞報道によると、日米地位協定に付随する環境補足協定との兼ね合いもあるとの指摘もあります。明確にお答えください。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

パスの建設に必要性を見出しているということは請ではなく、環境補足協定締結前から存在しております構組みであります日米地位協定第三条に基づく申請であるというように認識をしているところでございます。

いざれにいたしますても、沖縄県側がこのバイパスの建設に必要性を見出しているということは我々も十分承知をしているところでございますので、今後とも必要な協力は行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○照屋委員 大臣、質問の締めくくりで要望を含めたお願いを申し上げますけれども、私は、嘉手納基地の直線距離でほぼ三キロぐらいい離れた、うるま市の赤道というところに住んでいるんです。私の率直な感想としては、米極東最大の空軍基地嘉手納は今、機能強化が物すごいなど。パラシュー降下訓練だけではなくて、殺人的爆音と言われる、嘉手納基地から離発着する戦闘機によつて暴露される爆音は物すごいんです。私がおうちで生活する限りにおいても、もういらいらする。そして、私より嘉手納基地に近い町民、あるいは軍用機の離発着のコースの真下に住む嘉手納町民や沖縄市民、うるま市民の多くは、この殺人

的な爆音で苦しんでいる。これは、幾たびかの司法の場でも強く違法性が断罪をされております。嘉手納基地には外来機も飛び交う、そして、日本間の騒音防止協定もアメリカは守らない、夜間も早朝からも爆音をまき散らしている。そういう実態をぜひ河野大臣には御理解をいただいて、この嘉手納基地周辺住民の苦しんでいる現状、これを打開していくために、これからも強い姿勢でアメリカに対して物申していただきたい。これが、沖縄県民が河野大臣に望んでいる率直な希望であるということを申し上げたいと思います。

○河野国務大臣 防衛大臣として、日米同盟が非常に大事であると私は思っておりますが、そんな中でも、先ほどから繰り返しているように、地元の皆様の御理解というものが大前提である。そのためには、日本政府を代表してアメリカ側に言うべきところはしっかりと申し上げていきたい。そう思っております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように認識なさっているかについてまずお伺いしたいと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だというふうに認識しておりますけれども、ただ、自衛官の年齢構成を見てみると、平成元年には、十九歳、二十、二十一歳、それぞれ一万四千人を超えていた

状況がありました。それが現在は、同じ年代の自衛官はほぼ半分、それ以下に減っており、それぞれ七千人にも届かないような現状が続いております。

どうもいびつな年齢構成になつてゐるのではないかというふうに考えるわけですが、定年制のことなどさまざまな原因が考えられるかもしれません。今、状況を見てみると、どうもその年齢がずんどうな感じになつてゐるんです。そ

うすると、頭でつかちで足腰の弱いような自衛隊に

的な爆音で苦しんでいる。これは、幾たびかの司法の場でも強く違法性が断罪をされております。嘉手納基地には外来機も飛び交う、そして、日本間の騒音防止協定もアメリカは守らない、夜間も早朝からも爆音をまき散らしている。そういう実態をぜひ河野大臣には御理解をいただいて、この嘉手納基地周辺住民の苦しんでいる現状、これを打開していくために、これからも強い姿勢でアメリカに対して物申していただきたい。これが、沖縄県民が河野大臣に望んでいる率直な希望であるということを申し上げたいと思います。

何かありますか。

○河野国務大臣 先ほどから申し上げております

ように、さまざま技術の要素というのが強くなつてきている、あるいは国際化などへの対応もしなければいけないということから、かつてのようないいところはしっかりと申し上げていきたい。そう思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だというふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

○西銘委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 よろしくお願いいたします。

自衛隊の初任給のアップの効果についてどのように

認識なさっているかについてまずお伺いした

いと思います。

昨今の充足率は九二から九三%だといふうに

思つております。

○照屋委員長 終わります。

なつてゐるのではないかというふうに思つておられますけれども、防衛省はどのような認識をしておられるのか、お願ひします。

そこで、初任給のアップで強靭性を担保していく機感を感じざるを得ないわけでございます。

こうというようなお考えだと思いますけれども、それがいつまでもそのまま、職種の多様性もあり、なかなかそのリクルートが難しいような状況は多分変わらないだろうし、これからもっと厳しくなつていくかもしれません。

厚生労働省の人口動態統計によりますと、年間の出生数は、平成二十八年から三年間で百万人を下回つて、本年には九十万人を割り込みそうな可

能性が出てきておる。出生がどんどん減つていくような状況になつておりまして、自衛官候補生及び一般曹候補生の採用者数の推移を見

てみると、平成三十年度までの十年間では平均約一万一千人ぐらい採用しているんです。

将来の人口推計を踏まえると、今後とも年間一万一千人程度の採用を続けるには、近い将来では、ざつと単純計算してみて、同じ年の男性、四十五人のうち一人は自衛官に志願してもらつ必要があるという状況が生まれます。

高校生のクラスに一人は自衛官に志願する人がなければならないというふうに思つております。

そういう中で今回の初任給の改善は、先ほども申し上げましたように警察官、刑務官、皇宮護衛官などと比べても遜色のない状況をつくり出す

ことができるというふうに思つておりますので、今までより、若年層の、あるいは任期制の士の採用についてはプラスの効果があるというふうに思つております。

高校生のクラスに一人は自衛官に志願する人がなければならないというふうに思つております。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、

今ではどちらかというと男性中心でありました

が、女性の活躍の場をしつかりと広げていく、そ

ういうことが大事だと思いますし、また、無人機

のよんな、今まで人間がやつていたものをある程

度、機械、ロボット、そうしたもので代替できる

ものは置きかえていく、そういう新しい技術を取り入れていく、あるいは、A.I.のようなものによ

る業務の支援、そうしたことも当然に視野に入れ

ていかなければならぬというふうに思つております。

できる限りきちんと採用ができるよう努力は

していかなければならないと思いますが、構造的

なことを考えれば、それだけではなかなか長期的

に今の体制を維持するのは難しいというのは御指摘のとおりでございますので、採用その他を超えてのとおりでございますので、たとえたところでもしつかりと対応ができるようになります。

たとえたところでもしつかりと対応ができるようになります。

た

正殿の儀、この日に休みがとれなかつたんです。基地従業員は、北は青森三沢基地から東京の横田基地、神奈川、静岡、山口、長崎、そして沖縄など、十都道府県 約二万人ちょっとといいます。二万三千から二万六千ぐらいだというふうに言われておりますけれども、それは国が雇用主で、防衛大臣が雇用主であります。基地内の従業員は、日本国民がこぞつて天皇の即位を祝うはずの祝日をとれなかつた。

在日米軍がそれを拒否したということがあつたというふうに聞いておりますが、経緯についてお伺いします。

○河野国務大臣 在日米軍の従業員の祝日に関しましては、日米間で労働条件等を取り決めた労務提供契約に基づいて、主として米国の祝日ということで定められているところでございます。

ことし限定の日本の祝日となります即位の日、五月一日、あるいは即位の礼正殿の儀が行われます十月二十二日ですか、ここは当初祝日というふうにはなつておりますでした。防衛省として、米側に対しまして、在日米軍で勤務する従業員についても、天皇陛下の即位に関する我が国の祝日に特別な休暇が与えられるよう強く求めてきたところです。

その結果、まず五月一日が休暇として与えられたわけでございますが、この五月一日の管理休暇に関して従業員の中で平等な運用ができなかつたということから、十月二十二日について再検討が米軍の中に行われ、管理休暇を付与することは適當ではないが、年休を取得することを奨励するということになつたというふうに聞いているところでございます。

五月一日も米軍は動いていたとということから、休暇を公平に与えることができなかつたという反省からこういう決定がなされたということでございまして、そこは若干理解できなくもないところではあります。

今、基地内の従業員の祝日と日本の祝日と数日の差がございますので、なるべくこの差を埋めら

れるように、今後、政府としても働きかけをしていきたいというふうに考えているところでござります。

○屋良委員 私、その基地従業員から教えていたまいた経緯では、ことしの二月に、五月一日、十月二十二日とも、両方休日とすることで合意を得ていたというふうに聞いております。

五月一日をお休みにしたときには公平性が確保できなかつたのかというと、恐らくそうじやないでしよう。ほかの日も、多分、日本の祝日、休みの日はありますので。

例えは警備とか消防とか、そういった穴をあけてしまひないような部門においては、日本の祝日なりを、あるいはアメリカの祝日なりを調整して、ローテーションで出るということは多分現場で対応しているというふうに思います。

そこで問題なのが、なぜ、国会で決めた国民の祝日に彼らは有給休暇を充てないといけなかつたのかというところなんですよ。しかも、一旦合意した後に、アメリカ側の判断でもつて、私たち国会の立法をほとんど無視するような形で一方的に休日を返上させられたというふうな実態があつたところでございます。

その結果、まずは有給休暇に基づいた休日ができるわけですが、この五月一日の管理休暇の立法をほとんど無視するような形で一方的に休日を返上させられたというふうな実態があつたところでございます。

米側に対しまして、在日米軍で勤務する従業員についても、天皇陛下の即位に関する我が国の祝日に特別な休暇が与えられるよう強く求めしてきたところでございます。

米側に対しまして、在日米軍で勤務する従業員についても、天皇陛下の即位に関する我が国の祝日に特別な休暇が与えられるよう強く求めてきたところでございます。

もあつたわけでございまして、今回は、五月一日の状況を見た上でそういう判断があつたという説明を受けたところでござります。

○屋良委員 日本の休日で休める日も当然あるわけでもございまして、日本の法律が彼らに適用されているか否か。もし、日本の休日を彼らがどれなにといふうな状況が常態化、あるいはそれが当然だとされているのであれば、国民の祝日に関する法律というのがございます、それが全く無視されているというふうに理解されるんすけれども、どうでしよう。

アメリカの祝日は彼らはとることができる。しかし、それぞれ祝日というのは法律によって規定され、そして国民みんなでそれを祝う意味を持つて休みにする。そして、家族とそいつた日の意味合いについてお話ししたり、レジャーに行つたりするわけですよ。

そういうふうな法律に基づいた休日が、なぜ、アメリカの休日は休めるのに日本の休日は休めないのかというところなんですよ。しかも、一旦合意したことの状態が今許されているのかということがこここの焦点だと思います。ぜひ御答弁をお願いします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

在日米軍の駐留軍労働者に対しましても休日などに関する日本の法律は適用されているところでございますが、今回の五月一日の休暇、十月二十二日の休暇につきましては、米軍の運用上の問題からこのような結果になつたというふうに聞いているところでございます。

我々としては、駐留軍で働いていただいている方々にできるだけ御家族との時間を過ごせるように、通常日本人と同じような暮らしができるよう努力を継続してまいりたいと考えているところでございます。

くれないんですか。
もう一度お願ひします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。
有給休暇につきましては、個人の権利として認められているところであろうかと思います。個人に認められている有給休暇の枠内で可能な方はお休みをいただくというような運用がなされたといふふうに承知をしているところでござります。

○屋良委員 済みません、ちょっと議論のすりかえがあるような気がします。
有給休暇というのは日数が決められているわけですよ。その中で消化する、しないかというのは、これは労働者が決めることです。それを、有給休暇を国民の祝日に充てるということは、その労働者は自分の有給休暇を一つ使うということなんですよ。そこで日本の国内法が基本的に適用されているのであれば、彼らはその権利を行使すればいいだけの話じゃないですか。どうですか。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。
駐留軍の労働者の方々は米軍で働いていただいている方々でございますので、あくまでも業務の都合上ということがあろうかと思います。

その中で、有給休暇を取得することが可能な方については当日取得をしていただいたというよう承知をしているところでございます。

○屋良委員 十月二十二日といえば、火曜日でしたよ、暦の上では。そうすると、月曜日に有給休暇をとれば、土、日、月、火と四連休とれたかもしれない。もしかしたらお父さんは子供たちに約束していたかもしれない。小旅行ならできたかもしれないじゃないですか。

それをアメリカ側が、これは八月でしょ、休日は返上しますと言つたのは、二月の交渉で日米間、合意しているわけですよ。五月一日も十月二十二日も休みとしましょうねというふうに合意しているじゃないですか。八月になつて、それはやめますというふうな決定が一方的になされてしまつた。これで本当に基地内で働いている人たち

いますよね、アメリカ軍は、有給休暇で処理してくださいといふふうに言つていいのじゃないですか、広報で。出していますよね。何で、有給休暇を奨励するのに、国民の祝日を権利として認めて

の権利というのは保障されるんでしょうか。これ、雇用主は防衛省ですよ。防衛大臣なんですね。責任は大きいと思ひます。

しかも、全国、北は青森から南は沖縄まで、二万数千人が働いてるんですよ。その人たちの権利が奪われてしまつた。しかも、外国からあればどたくさんの方々が訪れて、そして天皇の即位をお祝いする、そんな国民を挙げてお祝いする日ですよ。なのに、アメリカ側の人事担当のその責任者がだめだと言われたら権利を剥奪してもいいという道理はないじゃないですか。

もう一度お願ひします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

續り返しになつて恐縮でございますが、在日米

軍従業員は、米軍の施設・区域内で米軍人等とど

もに米軍に係る業務を行つてることから、労務

提供契約上、主として米国の祝日を採用している

ところでござります。

委員御指摘のとおり、国民を挙げてお祝いをす

る日に一律休暇がとれなかつたということは非常

に残念なことだつたというよう考へております

けれども、業務の必要性の觀点からは、今回の措

置はやむを得ないものであつたというよう考え

てございます。

いずれにいたしましても、防衛省といたしまし

ては、十月二十二日にも休暇がとれるよう働きか

けを行つてきたところでありますし、今回の祝日

にかかる問題も含めまして、在日米軍従業員の

適正な労務管理に一層努めてまいりたいと考えて

いるところでござります。

○屋良委員 実は、私の父親も基地の中で働いて

いた基地従業員でした。小さいころから、ほかの

ところのお父さんは休みで、公園でキヤッヂボーリ

ルしているのに、何でうちのところの父親は働く

ているのというふうに思つて育つてきましたよ。

それは絶対交渉の余地があるだろうし、これは日本なんですから。

基本的に地位協定では、日本の国内法をアメリカ

も遵守するということになつてゐるわけで

の権利といふのは保障されるんでしょうか。これが、雇用主は防衛省ですよ。防衛大臣なんですね。責任は大きいと思ひます。

しかも、全国、北は青森から南は沖縄まで、二万数千人が働いてるんですよ。その人たちの権利が奪われてしまつた。しかも、外国からあればどたくさんの方々が訪れて、そして天皇の即位をお祝いする、そんな国民を挙げてお祝いする日ですよ。なのに、アメリカ側の人事担当のその責任者がだめだと言われたら権利を剥奪してもいいという道理はないじゃないですか。

もう一度お願ひします。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

續り返しになつて恐縮でございますが、在日米

軍従業員は、米軍の施設・区域内で米軍人等とど

もに米軍に係る業務を行つてることから、労務

提供契約上、主として米国の祝日を採用している

ところでござります。

委員御指摘のとおり、国民を挙げてお祝いをす

る日に一律休暇がとれなかつたということは非常

に残念なことだつたというよう考へております

けれども、業務の必要性の觀点からは、今回の措

置はやむを得ないものであつたというよう考え

てございます。

○中村政府参考人 お答えございません。今、

手元にございませんので、若干お時間をいただき

たいと思います。

○屋良委員 今、文書はあるということですね。

手元にはないけれども文書はありますよということ

ですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

の権利といふのは保障されるんでしょうか。こ

うよう。地位協定十六条。それを何で日本側は、

しかも、それは合意を得た事項ですよ。向こう側

が一方的にやめたと言わされて、そこで交渉が終

わつてしまふような、そんな対応で本当にいい

ですか。

○河野国務大臣 在日米軍の中の従業員の祝日

とれんんですよ。一体これはどこの国なんですか。

こんな状態をずっと許しているということで

すよ。

○河野国務大臣 がもうちょっと対応をしつかり、これは

合意事項なんだから、合意は守つてもらわないと

いけない。パラ訓の例外規定と同じような考え方

でですよ。合意したんだから、これは、しかも、み

んな楽しみにして、予定を立てていた家族があつ

たかもしれないじゃないですか。そこのところを

ちよつとよく考えてほしいです。

○河野国務大臣 防衛省は、在日米軍にその交渉の過程で、善処

を求める要請あるいは要請文などをアメリカ側に

直接手渡したり提出したという事実はあります

でしようか。もしあつだとしたら、その内容をか

いつまんで教えてください。

○中村政府参考人 申しねげございません。今、

手元にございませんので、若干お時間をいただき

たいと思います。

○屋良委員 今、文書はあるということですね。

手元にはないけれども文書はありますよといふこと

ですね。

○西銘委員長 とですね。

○中村政府参考人 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國

内法によつて定められている休日でござります。

○屋良委員 願わくば、問題意識を共有していただきたいたいということです。

○河野国務大臣 もう一度お願ひします。

○屋良委員 とですね。

○西銘委員長 それも含めて調べたらいんだ。

○中村政府参考人 細部は確認しておりますが、

要請文書については発出をしております。

○屋良委員 では委員長、後日提出を求めていた

だときらいだと思います。よろしくお願ひします。

○西銘委員長 後刻、理事会で協議します。

○屋良委員 先ほど来、日本の祝日はとれない、

だけれどもアメリカの祝日はとれますというふう

な御答弁なんですか。

○河野国務大臣 祝日の数の差について、政府と

して努力してまいりたいと思います。

○屋良委員 もう一度、再度伺いますけれども、

基地の中というのは、国内法は適用されるんで

しょうか、されないんでしょうか。その休日は國</p

の声に応えることを強く求めたいと思います。重大なことは、伊江島でも基地負担が増大していることです。

そもそも、伊江村長が訓練を受け入れたとき、安全性の確保が条件でありました。ところが、提供区域外への人員、物資の落下は繰り返されています。

SACO合意の目的は、沖縄の基地負担の軽減にあるはずです。一部の地域に負担が集中し、從来以上の負担に苦しめられているのでは、SACO合意の趣旨に反します。

大臣は、伊江島で基地負担が増大していることについてどのように認識しておりますか。

○河野国務大臣 伊江島補助飛行場においては、SACO合意の最終報告に基づき米軍のパラシュート降下訓練が行われておりますが、その中で、パラシュート降下訓練中の隊員が提供施設・区域外に誤つて降下する事案などが発生をしております。こうした事案の発生は、周辺住民の方々に不安を与えるものであり、あつてはならないものと認識をしております。

米軍の運用に当たっては安全の確保が大前提であります。安全管理に万全を期すよう求めてまいります。

○赤嶺委員 結局、パラシュート降下訓練が提供施設外に落ちてくる、煙が踏み荒らされるだけではないですよ。LHDデッキでのF35の訓練なんか、伊江島は負担が増す一方なんですね。結局、読谷の補助飛行場で行われていたパラシュート降下訓練を伊江島に移したら解決ということではなくて、基地のたらい回しにすぎないわけです。やはり、たらい回しでは沖縄の基地問題は解決することができないというのに、今回の嘉手納や伊江島での出来事が示しているのではないかと思います。

もうパラシュート降下訓練を沖縄でやってくれ

るな、こういう世論ですよ。海兵隊の撤退、米軍基地の抜本的な縮小、撤去を進めるべきだというふうなやり方、これは許せないですよ、答弁のあり方としても。

中東への自衛隊派遣について質問をします。

官房長官は十月十八日の記者会見で、情報収集態勢の強化を目的とした艦船の新規派遣又は海賊対処部隊の活用を検討する方針を明らかにいたしました。

現在の中東情勢の緊迫化の契機となつたのは、アメリカのトランプ大統領によるイラン核合意か

外務大臣に確認しますが、これまで日本政府は核合意を高く評価し、支持する立場を表明してきました。この立場、今も変わりありませんよね。

○鈴木副大臣 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカそしてイラン双方とこれまで良好な関係を長年維持をしているところでありまして、日本としてしっかりと結果としている役割をしっかりと模索をしていく

○鈴木副大臣 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカそしてイラン双方とこれまで良好な関係を長年維持をしているところでありまして、日本としてしっかりと結果としている役割をしっかりと模索をしていく

○鈴木副大臣 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカそしてイラン双方とこれまで良好な関係を長年維持をしているところでありまして、日本としてしっかりと結果としている役割をしっかりと模索をしていく

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカそしてイラン双方とこれまで良好な関係を長年維持をしているところでありまして、日本としてしっかりと結果としている役割をしっかりと模索をしていく

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカそしてイラン双方とこれまで良好な関係を長年維持をしているところでありまして、日本としてしっかりと結果としている役割をしっかりと模索をしていく

けたことを、何かそらそう、そらそうとする端的に伺いますけれども、これまで、日本政府としてアメリカ政府に核合意への復帰を求めたことはあります。

先ほど鈴木副大臣が答弁しましたように、我が国は国際不拡散体制の強化と中東の安定に資する核合意を支持しており、アメリカによる核合意の離脱は残念だという立場でございます。

こうした核合意に関する我が国の立場について、これまで米国を含む関係国にも伝えており、米国との間でも、こうした立場を踏まえて意見交換を行つてきているところでございます。

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカ政府に核合意への復帰を具体的に求めてきたのかどうかです。求めているのかないのか、どちらですか。

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

我が国の立場を伝えたかどうかと云ふことではなくて、私が聞いたのは、アメリカ政府に核合意への復帰を具体的に求めてきたのかどうかです。求めているのかないのか、どちらですか。

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

我が国が立場について、先ほど答弁をしたとおりでございますが、こうした立場を踏まえて、アメリカとはさまざまな意見交換を行つてきており

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

我が国が立場について、先ほど答弁をしたとおりでございますが、こうした立場を踏まえて、アメリカとはさまざまな意見交換を行つてきており

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

ことし九月の首脳会談の内容を見て

みました。イランのロウハニ大統領に対しても、「安倍総理から、イランによる一連の核合意の履行停止措置について懸念を伝え、核合意を損なう

措置を控えるよう強く求めました」このようにしています。具体的であります。ところが、アメリカのトランプ大統領に対しては、「中東に平和と安定をもたらすため、米国と緊密に連携して対応

iranに自制を求めるることは、これは当然であります。しかし、一番大事なことは、核合意から一方的に離脱し、情勢悪化の原因をつくったアメリカ政府に合意への復帰を求めることがあります。政府はそれをやつていないのでありますか、副大臣。

○鈴木副大臣 先ほどからの御答弁の繰り返しになりますけれども、日本としては、先ほどから申し上げておりますように、核合意に対する立場とすれば、外相会談あるいは首脳会談においても、中東情勢とその緊張緩和に向けて率直な話合いを行つてきています。

○赤嶺委員 お答え申し上げます。

日本といたしましては、アメリカが提案する海洋安全保障イニシアチブには参加しないしながら、その一方で、米国とは緊密に連携していく、このようにしていま

す。官房長官は、自衛隊が収集した情報を米国と共に共有するかを問われて、緊密に連携していきたい

と認めています。

○赤嶺委員 防衛大臣に伺いますが、今回、政府

は、アメリカが提案する海洋安全保障イニシアチブには参加しないとしながら、その一方で、米国とは緊密に連携していく、このようにしていま

す。官房長官は、自衛隊が収集した情報を米国と共に共有するかを問われて、緊密に連携していきたい

と認めています。

自衛隊は、海賊対処行動の一環として、CFTF 151というアメリカ主導の多国籍軍に参加して

いますが、ここで行つてているのは、収集した情報を米軍と共有することです。これと何が違うんで

すか。

○河野国務大臣 米国のイニシアチブに今のところ参加する予定はございません。

米国とのような連携をしていくのか、今防衛省で検討しているところでございます。

○赤嶺委員 情報の共有というものは具体的にどういう活動なのか。不審な船舶や航空機の情報を有志連合の司令部に報告し、周辺海域に展開する米軍の艦船と共有する、さらにはデータリンクを用いて艦船同士でリアルタイムで共有する、そういうことであります。

自衛隊が実際にやることは、参加した場合の活

動と変わらないではありませんか。情報共有だから有志連合に参加していないんだ、そういうことにならないんじゃないですか、参加しなくてもやることは同じですから。いかがですか。

○河野国務大臣 先ほど申し上げましたように、どのような行動をとるか、どのように連携をするのか、今具体的に検討しているところでございました。

○赤嶺委員 重要なことは、こうした政府の方針をイラン政府がどのように受けとめているかです。

外務副大臣に伺いますが、政府が自衛隊派遣の検討をイラン政府に説明したのはいつですか。どのような反応がありましたか。

○鈴木副大臣 当然、外交当局間で平素より緊密に連携・意思疎通を行っているところでありますけれども、具体的な内容などについては答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○赤嶺委員 アメリカ主導の有志連合には参加しないが自衛隊は派遣する、こういう日本政府の方針がイラン政府にどのように受けとめられているのかというのは、政府が当然明らかにすべきことであります。

防衛大臣は、この間、派遣の検討について、バーレーンやアラブ首長国連邦・オマーンなどに説明をしております。イラン政府にはいつ説明を行い、どのような反応があつたんですか。

○河野国務大臣 イラン政府に、イランの防衛大臣と電話会談をし、中東における情勢について意見交換を行いました。

外交儀礼として、先方がどのような発言をされたかについて私から申し上げるのは差し控えます。

○赤嶺委員 大変危険な道に進もうとしているときには、政府は全く何も明らかにしていない。

イラン・イラク戦争のときに、日本の海運業界は労使ともに、米軍からあつた護衛の申出を断つたんです、当時。船体に大きな日の丸を描いて、中立性を明確にすることで民間船舶の安全を確保

したのであります。どちらか一方の側に軍事的に肩入れすることは絶対にやつてはならないと思いません。

政府がやるべきことは、欧州諸国と連携して、核合意の維持をアメリカ、イラン双方に働きかけることであります。政府が検討を進める中東への自衛隊派遣は、実質的に参加と変わらない、多国籍軍への軍事協力そのものだと思います。

憲法九条に違反し、中東地域の緊張を高める自衛隊派遣はやめるよう強く求め、質問を終わります。

○西銘委員長 次に、下地幹郎君。

○下地委員 質問をさせていただきます。

この前の委員会で私の方から河野外務大臣に対する御質問をさせていただきました。

事故の報告書をもつてしか、送致をする海上保安庁がそれを根拠にしかできない、捜査のあり方がある問題があるんじゃないかというようなことを私は言わせていただいたんですけども、十一月三日の新聞に、二〇一六年四月の嘉手納基地の沖上空での空中給油機の事故が報告がなかつたという記事が出ていたんですね。

これは事実ですか、局長。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の沖縄県沖での事故は、先般公表されました、昨年十二月の高知県沖での米軍機二機に関する空中接触墜落事故に關する事故調査報告書において、類似の状況下で発生した事故として初めて言及があつたものでござります。

事故発生時には、日本側に通報はございませんでした。

○下地委員 大臣、今お聞きのとおり、やはりこれは事故があつても通告がないというようなことがありますよ。

私は、この前の質問でも申し上げましたけれども、この通報がないとか検証ができるないとかボイシングが聞けないとか残骸を見ることができないとかいう、もう一回、できるような仕組みがないとかと、いうふうに思つてお

みをせひ、何度も申し上げますが、お願ひをしたい。

それで、この記事の中に書いてありましたけれども、もしもそれが通報がちゃんとあって、検証がもしあつたならば、八ヶ月後に起つた名護市でのオスプレイの墜落の事故もこの高知沖での事故もなかつた可能性がある、やはり事故のときの検証が最大の抑止力だというようなことを言つていい。そのとおりだと思いますよ。そのとおりだと

思います。

だから、ここは、この事故問題についてどうす

るかということを河野防衛大臣にはしつかりやつてもらいたいということを改めて申し上げたいの

で、大臣の意気込みなど、ぜひお願ひします。

○河野国務大臣 おつしやるとおりで、やはり事故があつたときにきちんと通報が行われ、検証が行われ、安全を確保するための必要な是正措置が行われるというのが、これが何よりも大切だと思います。

日米同盟を強くするためにも、地元の御理解というものが大前提でございまして、その地元の御理解を得るために、やはりそういう対応がきちんとととられるというのが必要だと思ひますので、防衛省として、しっかりとやるべきことはやつてしまひたいというふうに考えております。

○下地委員 一番これには地位協定を変えること

が私はいいと思うんですけれども、そう簡単じゃ

ないのはよくわかつていますから、合意議事録とかそういう中で、とにかく事故に關するもう一回

あり方とそういうのを日米で合意するということをぜひやつてもらいたいということを私の方からも指摘をしておきたいと思います。

先ほど、パラシュート訓練の件がありましたが、そこでも一個だけお願いしたいんですけども、このパラシュート降下訓練のときに、河野外

務大臣のときに、伊江島が悪天候等で訓練が行えない場合にあつても、嘉手納飛行場ではない場所でそうしたものができないかということを追求する必要があると。伊江島で悪天候でできない、そ

れを嘉手納飛行場以外となると、本土の基地でも訓練ができるというようなことを申し上げているんじやないかと思うんですけども、これを見ると。

私は思つんですけれども、即応態勢を維持するための訓練を行う緊急の必要性のある場合とアメリカ側が言いますけれども、彼らはこのパラシュート降下訓練をやらないと、簡単に言うと、合格免許がないと戦地に行けないとか、合格免許がないと給料が上がらないとかという、そういう状況にはなつてゐるんですよ。

だから、ずっと雨だ雨だといって定期的なパラ

シユート降下訓練をやらなければ、彼らにとつては軍人としての死活問題で、即応能力があつても、すぐにじやどこかに行つて戦地へ参戦しなさいと言つても、この合格通知を持つていない人を出せないんですよ。だから即応能力だと言つてはと思うんですよ。だからどうしてもやらなきやいけないんですよ。という発想に米軍側からしたくなつていて。

それを、いや、もうSACOの合意で、伊江島はだめだと決まつたら、彼らからすると、じやもう嘉手納しかないので、もう嘉手納しかなんですよ、彼らからすると。

それを、富士の演習場であつたり日出生台の演習場であつたり、広大な敷地のあるところで日本側が認めてやるというようなことをやれば、無理くり嘉手納でやらなくてもそれができる。また、それが沖縄の基地負担軽減にもなるというようなことにもなると思うので、彼らの立場、沖縄の立場を考えると、本土での訓練を前向きに検討する

といふようなことをお決めいただいた方が、両方につても、私は、SACOを守ることもできる

し、彼らの即応能力を守ることができると思うんですけれども、大臣、いかがですかね、本土での訓練。

○河野国務大臣 こういう東アジアの安全保障状況でござりますから、米軍の即応性の維持というのは、これは極めて重要だというふうに思つております。他方で、番たび例外だといって、嘉手納

でパラシユートの降下訓練が行われるということは避けなければなりません。

そういうことから、少し日米間でしっかりと協議をして、必要な訓練がきちんと行われるために、それは日程の管理もあるでしょうし、どこでやるかというようなことの検討ということはあるでしょうし、さまざまことを検討しながら、日本でのこの即応性を維持しながら、地元の負担軽減をするためにどうしたらいいのか、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○下地委員 大体いつごろまでに結論を出したいと思いますか、今言つた答弁の。

○河野国務大臣 なるべく早くやりたいというふうに思つております。

○下地委員 なるべく早くはどれぐらいの数字ですかね。まあそこまでは言いませんけれども、これだけ答弁しているんだから、本当に早くした方がいいと思いますよ、これは。

私は、この問題、いつまでも、伊江島がだめだから嘉手納でやつたとか、こんなことをずっと繰り返していくもだめ。だから、どこかでルールをつくつて、本土でもできる、そして向こうのルールを変えて、通知がなくても行けるようにすると、いうようなことをやつてもらいたいけれども、なかなかアメリカ軍というのはそう簡単なものじゃないと思うので、戦地というのは命がけの戦いなので、訓練をやらずに送るということは許されないといふことを考へると、やはり本土での訓練かなというふうに改めて思いますので、ぜひそれを検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから話がありました自衛隊の中東派遣の問題についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今度の海上自衛隊の中東への派遣は、防衛省の設置法の第四条第十八号の調査研究という項目がありますが、それで派遣をするというふうなお考えですか。

○河野国務大臣 そういうことを含め、検討して

○下地委員 一般的に多くの人たちが、これまで派遣する以外、道はないんじやないかと思つて

いる方がいらっしゃるんですね。しかし、これは武器の使用は正当防衛や緊急避難に限られるといって、日本関係の船舶を武器を使用して護衛することも難しい。こういうふうな法律なんですよ。

だから、中東に出すということはできるけれども、海上自衛隊の人たちが職務を全うする、自分の命を守りながら全うするというには、この防衛省設置法の第四条の第十八号の調査研究で出すというのはどうと無理があるのではないかと私は思うんです。

それでもう一つ申し上げたいのは、ああいうふうな中東の状況ですから、さまざまな状況の変化があつて、その変化に合わせて、自衛隊法の第八十二条の海上警備行動に発令を変えるというよう

今言つたように、調査研究では無理、武器も使えない、だから自衛隊法の第八十二条の海上警備行動で行うということになるのではないかといふけれども、それでも、閣議決定も必要だし、内閣総理大臣の承認も必要だから、緊迫した状況の中

は、嘉手納でやつたとか、こんなことをずっと練り返していくもだめ。だから、どこかでルールをつくつて、本土でもできる、そして向こうのルールを変えて、通知がなくても行けるようにすると、いうふうなことをやつてもらいたいけれども、なかなかアメリカ軍というのはそう簡単なものじゃないと思うので、戦地というのは命がけの戦いなので、訓練をやらずに送るということは許されないといふことを考へると、やはり本土での訓練かなというふうに改めて思いますので、ぜひそれを検討していただきたいというふうに思います。

それと、先ほどから話がありました自衛隊の中東派遣の問題についてちょっとお聞きしたいんですけれども、今度の海上自衛隊の中東への派遣は、防衛省の設置法の第四条第十八号の調査研究という項目がありますが、それで派遣をするというふうなお考えですか。

○河野国務大臣 そういうことを含め、検討して

かと思うんです。

本当にこれからこういう業務も我が国として必ず派遣する以外、道はないんじやないかと思つて要なんだというようなことを憲法に照らし合わせてやつていくには、こういうふうな、その場その場の今の法律を使つたやり方ではなくて、こういう

う中東での想定はもうできるわですから、それに合わせた、我が國らしい、もう一回新たな法案をつくつて、自衛隊の方々が向こうに行つてもそれが相応の役割や仕事ができるというような法案をつくるということが私は大事じゃないかなと思う

んです。

そうしないと、どうもやはり私は、なかなか自信を持たせるといつても、実態はこういうふうな法律でしか自衛隊を海外に出せないというのには、やはり問題があると思いませんか。

○河野国務大臣 委員の問題意識は、今お話を聞いてよくわかりました。

現時点で、我が国に關係する船舶が直ちに防護が必要であるという状況であるとは思つております。

○下地委員 今、防衛大臣は想定ないと言つています。

ただ、この法律では、自国の船は守れるけれども、海外の船、自国の船以外の外国の船舶は守れ

ないというふうなことになつていますよね。

どうでしょうか、大臣。今のような、出さなければいけないという外交的な側面もありますが、出される方の海上自衛隊は、こういうふうに調査研究で出されて、大変になつたら海上警備行動に変えられて、海上警備行動に変わつても外国の船舶は守れない、外国の船舶を目の前でテロの集団が襲つたりしても何もできないという状況をわかれながら海上自衛隊をまた中東に送るというの

は、私は、なかなかこれは無理があるのでない

です。

だから私たちは、この俸給のあり方とか、さまざま、指定職の俸給の問題とかいろいろあるの

で、今の自衛隊に合わせた給与体系をつくるなら

賛成しますと。本当は賛成したいんですよ。した

いんだけれども……（発言する者あり）まあした

令和元年十一月二十六日印刷

令和元年十一月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

P